

すまいのひろば

2022年(令和4年) 12月号



JKK東京



【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

収入報告書を必ずご提出ください!

収入報告書の提出期限が過ぎています。提出していない世帯の方には、今月、督促はがきを送付します。

収入報告は、都営住宅にお住まいの方の義務であり、必要書類の提出がない場合は、収入状況にかかわらず令和5年4月から近傍同種の住宅(近隣の民間賃貸住宅)の家賃並みの使用料を負担していただくこととなります。未提出の方は必ず、忘れずにご提出ください。

※使用料の減免を受けている世帯は、「収入報告書」の提出は必要ありません(用紙はお送りしていません)。ただし、使用料減免申請が収入報告の代わりになりますので、必ず更新時期に必要な手続きを行ってください。

手続きを行わない場合、翌年度から近傍同種の住宅(近隣の民間賃貸住宅)の家賃並みの使用料となります。

※減免適用期間が終了しており、減免申請または収入報告の手続きをしていない世帯は、JKK東京 お客さまセンター(8ページの電話番号①)へご相談ください。

もくじ

- 収入報告書を必ずご提出ください! … ①
- ヒートショックを防止しましょう … ⑤
- 火災に注意しましょう! … ②
- バルコニー等の手すりや、床下点検口の不具合にお気づきの方はご一報ください … ⑤
- 子どもを事故から守りましょう! … ③
- 無断駐車はやめましょう … ⑥
- 煙突式風呂釜をお使いの方へ … ③
- 緊急時の安否確認について … ⑥
- 敷地内通路・共用廊下などの段差には十分ご注意を! … ③
- 悪質な訪問販売などにご注意を! … ⑥
- すぐにできる結露対策 … ④
- 「誰か」のことじゃない。 … ⑦
- あなたは、使用料を滞納していませんか? … ④
- 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です … ⑦
- 申請・届出は、郵送による手続きをご利用ください … ⑤
- 年末年始の業務のご案内 … ⑧

「すまいのひろば」外国語版を公社ホームページに掲載しています。

Foreign-language versions of Daily Life Plaza are available on the JKK Tokyo official website.

“居住广场” 外语版刊载于 JKK 东京主页上。

‘주거광장’ 외국어판을 JKK 도쿄 홈페이지에 게재하고 있습니다.



12月分の住宅使用料等の納期限(口座振替引落日)は、1月4日(水)です。

口座振替ご利用の方は、事前に残高の確認をお願いします。

火災に注意しましょう！

～冬になると空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります～

都営住宅等では、調理中の出火、たばこ、電気器具、暖房による火災が多く発生しています。お住まいのみなさん一人ひとりが注意し、火災を防ぎましょう！外出の際は火の元の確認を必ずしましょう。

調理時には火の元から目を離さずに

「鍋の火のかけっ放し」等、調理時の不注意による火災が発生しています。調理時には火のそばから離れず、離れる時は必ず火を止めるようにしましょう。



たばこの吸殻の処理は適切に

寝たばこや吸殻を完全に消火しなかったために出火したものなど、吸殻の不適切な処理による火災が発生していますので注意しましょう。

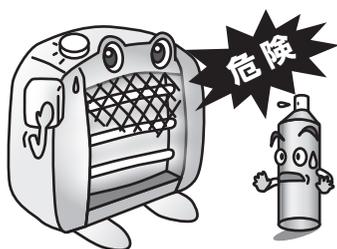


コンセント・プラグの掃除は定期的

コンセントとプラグの間に埃がたまり通電している電気によって発火します。使っていないプラグを抜いたり、定期的に掃除するようにしましょう。

暖房器具の使用は適切に

暖房器具の使い方を誤ると、火災発生の原因となります。特に石油ストーブの使用による火災にご注意ください。(15階建以上の高層アパートにお住まいの方は、居住している階に関係なくガスストーブ・石油ストーブの使用は禁止されています！)



- 石油ストーブに火をつけたまま給油すると、こぼれた灯油に引火することがあるので、給油時は必ず消火する。
- 洗濯物や燃えやすい物の近くで暖房器具を使用しない。
- スプレー缶などを暖房器具の近くに置かない。
- 就寝、外出時は、暖房器具のスイッチを切る。

火災が発生させると、ご自分の部屋だけでなく、周辺にお住まいの方に迷惑をかけることになり、火災原因によっては住宅の明渡しや、復旧費用を請求することになります。

また、もらい火や消火活動によって家財が損害を受けた場合、「失火の責任に関する法律」により、失火者からの損害賠償を受けられないことがあります。

万一に備え、家財や第三者への損害を補償する賃貸住宅向け火災保険(家財保険)に加入しておくことも、ご自身を守ることに繋がります。

子どもを事故から守りましょう！

冬休みになると、子どもたちが団地内の公園で遊ぶ機会が増えます。公園内では遊具を正しく使って、安全にけがのないよう遊ばせるようにしましょう。また、団地内の目の届きにくい場所、駐車場やエレベーターの中などで子どもたちが遊ぶことがないように注意しましょう。

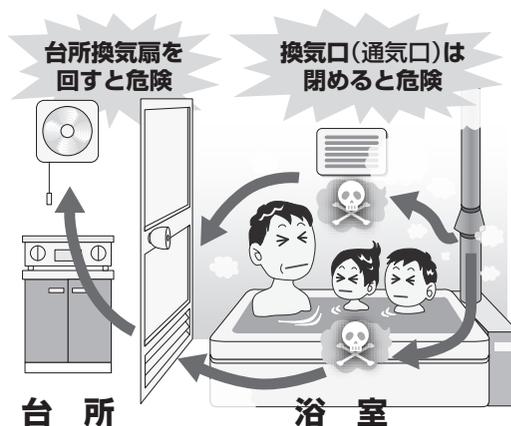
近年、バルコニー、廊下や階段の踊り場などで近くに置いてある物を踏み台にして子どもが転落する事故が発生しており、そこで遊ぶことはとても危険です。子どもが転落するおそれがある位置に踏み台になるようなものは、置かないようにしましょう。

みなさんのちょっとした声かけや気配りが事故から子どもを守る大きな力になりますので、子どもが安心して遊べるよう心がけましょう。

煙突式風呂釜をお使いの方へ

耐火住宅（コンクリート造）は、木造住宅に比べて気密性が高く、自然換気が少ないため、十分な換気が必要です。特に煙突式風呂釜をお使いの方は、次の点にご注意ください。

- ①入浴中にお風呂の追い焚きをしたり、シャワーを使ったりする場合は、台所換気扇を絶対に使用しないでください。風呂釜が燃焼した際の排気が室内に逆流し、一酸化炭素中毒を起こす危険があります。
- ②外気を取り入れる換気口はふさがないでください。
- ③入浴中やシャワーの使用中に、嫌なおいがしたときは、排気が室内に漏れている場合があります。浴室の窓を開けるなど新鮮な空気を取り入れると同時に、換気口等の点検を行ってください。



敷地内通路・共用廊下などの段差には十分ご注意を！

都営住宅等の敷地内通路・共用廊下等には、床材のつなぎ目部分や鉄板等に段差が生じている場合があります。

これらにつまずいて転倒してしまうおそれがありますので、ご通行の際は、十分にご注意ください。

また、床材のつなぎ目部分や鉄板等に段差やすき間等がありましたら、JKK東京 お客さまセンター（8ページの電話番号②）までご連絡ください。



すぐにできる結露対策

暖房を使用する季節になると、居室内に結露が発生しやすくなります。結露を放置すると、カビが繁殖し、健康に悪影響を及ぼすこともあります。また、水滴により壁や家具などが汚れたり、傷んでしまいます。冬は特に、結露の対策をしていきましょう。

Point 1 換気をする

- 定期的窓を開け、部屋を暖めすぎない
- 押入れは、こまめにふすまを開ける
- 入浴後は、浴室の扉をしめて、換気をする



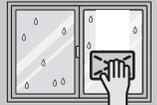
Point 2 湿気を溜めない

- 家具を壁から離して置く
- 室内に洗濯物を干すのはなるべく控える
- 押入れにスノコを敷く
- お湯を残した浴槽はフタをする
- 加湿器の使い過ぎに注意する



Point 3 水滴対策

- できた水滴はこまめに拭き取る
- 結露防止グッズを利用する
結露防止シート・吸水テープなど



あなたは、使用料を滞納していませんか？

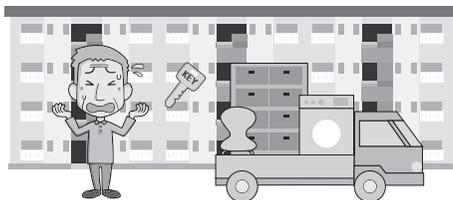
- ① 使用料の滞納を続けると督促状、催告書等が届きます。



- ② 使用許可が取り消され、裁判にもなります。



- ③ 裁判で判決が出れば住宅を明け渡すこととなります。



- ④ 退去しても、滞納金の支払いは続きます。



都営住宅等に安心して住み続けるために

- 1 使用料は忘れずに期日までに支払しましょう。
- 2 期日を過ぎてしまったときは、そのままにせず早めに納めましょう。

※お支払いは、便利な口座振替の利用をおすすめします。

※口座振替をご希望の方や、滞納した使用料の支払相談は、JKK東京 お客さまセンター(8ページの電話番号①)にご連絡ください。

申請・届出は、 郵送による手続きをご利用ください

使用料減免申請や世帯員変更届など一部の手続きは、窓口センターにお越しにならなくても、郵送で行うことができます。

希望する方は、必要書類等をご案内しますので、JKK東京 お客さまセンター（8ページの電話番号①）にご相談ください。

引き続き新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、積極的なご利用をお願いします。

JKK東京 ホームページには、都営住宅等の各種手続きのご案内を掲載しており、申請・届出用紙のダウンロードもできます。必要に応じてご利用ください。

■ JKK東京 ホームページ 都営住宅等の各種手続きのご案内
<https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/toei/sinsei.html>



ヒートショックを防止しましょう

急激な温度の変化で血圧が上下に大きく変動することなどが原因で起こる「ヒートショック」により、入浴中に急死する事故が起きています。

気温の下がる冬場に多く見られ、高齢者や高血圧の方は特に注意が必要です。ヒートショックを防止するためには、以下の対策をとることが効果的とされています。

- ① 冷え込みやすい脱衣所や浴室、トイレを暖房で暖める
(暖房器具を使用する際は、火事や換気にご注意ください)
- ② 湯沸しの最後の5分をシャワーで給湯する
- ③ 夕食前・日没前に入浴する
- ④ 湯温設定 41℃以下にする
- ⑤ 食事直後や飲酒時の入浴を控える



バルコニー等の手すりや、床下点検口の不具合に お気づきの方はご一報ください

東京都では、各種法定点検を実施するなど、安全・安心な住まいの提供に努めておりますが、住宅内で発生する事故防止にはみなさんのご協力が必要となります。

バルコニー、共用廊下または窓等に設置している手すりや室内の床下点検口のがたつきなど、ちょっとした不具合から人や物が落ちる重大な事故につながることもあります。

このような事故を未然に防ぐため、不具合などにお気づきの場合は、JKK東京 お客さまセンター（8ページの電話番号②）にご連絡ください。

無断駐車はやめましょう

都営住宅等では、有料駐車場及び身体障害者向けの特定駐車場を除いて、団地内の通路や空地に駐車することはできません。

通路や空地を保管場所代わりに使用することは、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に違反します。また、緊急車両の進入の妨げになるほか、見通しを悪くするため、交通事故にもつながります。自動車は保管場所として認められている駐車場に停めましょう。



団地内から無断駐車をなくすために、みなさんのご協力をお願いします。

緊急時の安否確認について

東京都及びJKK東京では、お住まいの方の安否にかかる確認の要請に、より迅速かつ的確に行動するため、対応マニュアルを整備するほか、地元区市町や自治会等との連携を強化するなどの取組を積極的に行っています。

住宅内で、最近姿を見ない、連絡が取れない、新聞や郵便物が溜まっている、電気が付くっぱなし等、安否の確認が必要と思われる場合は、JKK東京 お客さまセンターへご連絡ください。

状況等を調査のうえ、必要と判断した場合は、警察立会いのもとで居室内へ立ち入る等の対応を行います。

■安否にかかわる緊急の確認が必要な場合のお問い合わせ先
8ページ「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号②まで

悪質な訪問販売などにご注意を！

東京都やJKK東京と関係のない業者が、「JKK東京（公社）の下請けです」「東京都指定の製品の購入が必要です」などと言って、みなさんのお宅を訪問し、点検などを行ったうえで、不要な製品の勧誘をされたり、お金を請求されたという相談が寄せられています。

また、新型コロナウイルスに便乗した、「給付金（助成金）を配布します」などの悪質な詐欺まがいの電話やメールによる被害が増えています。

東京都やJKK東京などが、このような連絡や訪問をすることはありません。不審に思った場合や、長時間居座られるなど不安になった場合は、最寄りの警察に相談してください。

- JKK東京が依頼した点検や工事の場合は、必ず事前のお知らせを配っています。
- JKK東京の職員、JKK東京が依頼する業者は、身分証明書を携帯しています。対応する際は、必ず提示を求めてください。
- 怪しい電話はすぐに切る、不審メールは無視する、事前の約束のない人が訪ねてきてもドアを開けないでください。

「誰か」のことじゃない。 12月10日は「人権デー」、 12月4日から10日までは「人権週間」です。

12月4日～12月10日は人権週間です。「人権のないところに平和は存在しない」といわれ、人権の尊重が平和の基礎であるとの認識が世界共通となっています。

「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「誰もが生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きる権利」です。しかし今でも差別的な表現、いじめや虐待、ストーカー行為など、他者の人権を考えないような問題が起きています。

誰もが幸せに暮らせるようお互いを思いやり、人権を尊重する社会を築いていくことが大切です。

これまでの事例から…

都営住宅における差別落書き

都営住宅の共用施設で、同和地区出身者や障害者などに関する差別的表現や、入居者を誹謗・中傷する内容の悪質な差別落書きが見つかっています。

差別落書きは、関係する人々を傷つけ、生活を脅かすばかりでなく、そのままにしておくことで差別意識を拡大してしまうおそれがあります。このような行為は決して許されるものではありません。

差別落書きを見つけた際には、速やかにご連絡ください。

東京都住宅政策本部都営住宅経営部 ☎03-5320-4981
JKK東京 お客さまセンター ☎0570-03-0072

12月10日から16日までは 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です 東京に関連する拉致被害者・特定失踪者等も数多く存在します

政府が認定した拉致被害者のほかにも、特定失踪者など、拉致の可能性を排除できない方々が多数存在します。この中には、都内に住んでいたり、都内で失踪した方々も数多く含まれており、少なくとも50人の消息がいまだにつかめていません。

すべての拉致被害者の早期帰国が実現するよう、一人ひとりの声によって、拉致問題解決を後押ししていきましょう。

- 「拉致被害者救出運動」オンライン写真展
12月5日(月)～28日(水)
- 都庁ブルーリボンライトアップ&ブルーリボン旗掲出
12月10日(土)～28日(水)

都庁第一本庁舎を、「ブルーリボン」にちなんでブルーにライトアップするとともに、都庁前中央通りにブルーリボン旗を掲出。



■お問い合わせ先

東京都総務局人権部人権施策推進課 ☎03-5388-2588(直通)

人権部ホームページ

じんけんのとびら

検索



人権部Twitter

年末年始の業務のご案内



年末年始の休業は、
12月29日(木)から1月3日(火)まで



本年の業務は12月28日(水)午後6時で終了します。各種お手続きや修繕の申込みは早めにお願ひします。

新年は1月4日(水)午前9時から業務を開始します。例年、初日はお客さまセンターへのお電話がつながりにくい状態となっております。お急ぎでない方は、お時間を置いてお問い合わせください。

なお、年末年始の休業期間中であっても、以下のような緊急の場合には、24時間365日対応しております。JKK東京 お客さまセンター(下記の電話番号②)にご連絡ください。

24時間365日
対応

- ・漏水・断水などの緊急を要する修繕
- ・事故や火災
- ・居住者の安否に関わる緊急のご連絡

*すまいのひろば令和5年1月号は、1月5日(木)に発送します。例月より、お手元に届くのが遅くなりますが、ご了承ください。

☆お問い合わせは、JKK東京 お客さまセンターへ☆

受付時間：9時～18時（土日・祝日・年末年始は除く）

① 各種お手続き 使用料のお支払い 住まい方のご相談

ナビダイヤル

☎0570-03-0071

携帯電話の無料通話分や割引サービスが
ご利用可能な方

☎03-6279-2652



② 修繕のお申込み・ご相談

漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、
居住者の安否に関わる緊急のご連絡は
24時間365日対応

ナビダイヤル

☎0570-03-0072

携帯電話の無料通話分や割引サービスが
ご利用可能な方

☎03-6279-2653



ナビダイヤル
とは

固定電話からおかけの場合、市内通話料金で通話できます(公衆電話を除く)。
携帯電話からおかけの場合、各電話会社の無料通話分や割引サービスは適用されません。

- ・すべての電話番号で通話料がかかります。
- ・お客さまセンターでは、月曜日及び休日の翌日の午前9時から10時までの時間帯は電話が混み合いつながりにくい状態となる場合があります。お急ぎでない方は他の時間帯をご利用ください。
- ・「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。

ホームページ のご案内

東京都住宅政策本部

<https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/>



東京都住宅供給公社

<https://www.to-kousya.or.jp/>



「すまいのひろば」外国語版はこちら
Foreign-language versions



「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。
SAVE THE GREEN EARTH!